

# 平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-②)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策2:適正な行政管理の実施		分野	行政改革・行政運営		
政策の概要	国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性確保及び透明性の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	201,518	226,511	185,135	179,596
		補正予算(b)	-14,045	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	187,473	226,511		
執行額(千円)		147,696	144,783			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	第179回国会(臨時会)総務委員会における 総務大臣所信的発言		(衆・参)平成23年10 月25日	「さらに、行政刷新会議等と連携し、独立行政法人制度の抜本的見直し、 行政不服審査法の見直しに取り組むとともに」		
	第180回国会(常会)総務委員会における総 務大臣所信表明		(衆)平成24年2月28日 (参)平成24年3月15日	「関係行政機関と連携し、本年一月に閣議決定された基本方針に基づく 独立行政法人の改革を推進するとともに、行政不服審査法の改革に取り組 んでまいります。」		

施策目標	測定指標	基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
行政組織等の減量・効率化 を推進する	1		平成24年度における各省別定員合理化数 を設定済み(全体で▲6,159人) 【23年度】	定員合理化計画の 各省別目標数の設定 【23年度】
	2	国の行政機関の定員の再配置と 減量・効率化	平成24年度の機構・定員審査も、業務の見 直し等を行うことにより、行政需要の低下し た部門の機構・定員を行政需要の増加した 部門に振り替えること等を通じ、メリハリのあ る審査を行った。 特に、24年度審査に当たっては、東日本大 震災からの復旧・復興等の事業の実施に万 全を期すための機構・定員について優先的 に措置を行った。 なお、これらを措置するに当たっては、府省 間の振替を行ったり、恒久的な機構や定員 とはせず時限のものとするなどにより、 簡素で効率的な行政の実現を図っている。 また、定員については、概算要求に盛り込ま れていた合理化数を上回る減を審査過程で 求めるとともに、復旧・復興以外の要求につ いては要求内容を厳しく精査することによ り、全体として前年同数の▲1,300人の純減 を確保した。 【23年度】	行政需要に応じた適切な 定員の審査を実施 【23年度】
	3	国の行政組織等の減量・効率化 の実施状況	平成23年度における各省 別定員合理化数を設 定(全体で▲6,157人)  平成22年度の定員審査結 果に基づく、23年度にお ける定員の純減 ▲1,300人 【22年度】	各種改革、業務見直しの結 果を機構・定員審査に反映 【23年度】

国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図る	4	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間30日以上 の件数の割合	93.1% 【21年度】	意見公募手続の運用状況については、実績が明らかになっていないが、行政手続制度の適切かつ円滑な運用を図るため、下記取組を実施した。 ・最高裁判所判決（平成23年6月7日）を受け、不利益処分に関する手続の適切な運用について、各府省等及び地方自治体に対し通知を发出。 ・各府省等や民間団体を対象とした行政手続制度全般に関する講習会を開催。 ・各府省等からの照会に対応。	100% 【23年度】
	5	行政手続制度について、意見公募手続を実施して定めた命令等の公布・決定等と同時期の結果公示の徹底	80.8% 【21年度】	行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政手続法と同等の手続水準が確保されているか審査を行った。 【23年度】	100% 【23年度】
	6	行政手続制度について、意見公募手続における1件当たりの平均提出意見数	30.8件 【21年度】	平成23年度実績値については調査中であり、24年度内を目処に調査結果の公表を予定している。 なお、行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図るため、各府省等からの照会に対応した。	意見公募手続の更なる利用拡大を目指す 【23年度】
	7	行政不服審査制度について、6か月以内に審査請求が処理された件数の割合	53.2% 【21年度】	簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を確保するため、行政不服審査法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政不服審査法と同等の救済水準が確保されているか審査を行った。 【23年度】	現況より増加させることとし、70%を目指す 【23年度】
	8	行政不服審査制度について、審査請求の処理期間が1年を超える件数の割合	12.1% 【21年度】	各府省等により行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置が講じられた権利利益等を取りまとめ、各府省等及び関係する地方自治体を通じて、定期的に国民への周知を図った。 平成23年8月31日で満了日を迎える権利利益について、各府省等においてその満了日を更に延長する必要があるものへの対応方針について各府省等に通知することにより、震災被害者の権利利益の救済のために必要となる同措置の円滑な運用の確保を図った。 【23年度】	現況より減少させることとし、5%を目指す 【23年度】
	9	行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の運用状況（東日本大震災対応）	-	23年度においては、22年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における開示決定期限の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 ・行政機関：89.9% ・独立行政法人等：77.5% （平成25年2月28日追記） 【23年度】	同措置の円滑な運用と有効活用の確保 【23年度】
	10	国の行政機関等における情報公開制度において、延長等手続を採ることなく、情報公開法に基づく開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等）	・行政機関：87.1% ・独立行政法人等：79.7% 【22年度】  （平成22年度目標値） 前年度値より増加 （参考：平成21年度実績値） ・行政機関：88.2% ・独立行政法人等：86.5%		前年度値より増加 【23年度】

国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図る	11	国の行政機関等における個人情報保護制度に関する、個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関及び独立行政法人等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関: 97.6%</li> <li>独立行政法人等: 90.2%</li> </ul> 【22年度】 (平成22年度目標値) 前年度値より増加 (参考:平成21年度実績値) ・行政機関: 100% ・独立行政法人等: 88.9%	<p>平成23年度においては、22年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における監査実施率を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関: 100%</li> <li>独立行政法人等: 90.2%</li> </ul> (平成25年2月28日追記) 【23年度】	前年度値より増加 【23年度】
	12	国の行政機関等における個人情報保護制度に関する、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関: 498件</li> <li>独立行政法人等: 2,006件</li> </ul> 【22年度】 (平成22年度目標値) 前年度件数より減少 (参考:平成21年度実績値) ・行政機関: 321件 ・独立行政法人等: 2,216件	<p>平成23年度においては、22年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における漏えい等の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関: 723件</li> <li>独立行政法人等: 1,885件</li> </ul> (平成25年2月28日追記) 【23年度】	前年度件数より減少 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政組織等の減量・効率化の推進については、平成24年度機構・定員審査において、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進や、原子力行政に対する信頼回復等を図るために必要な組織の新設等を認めたが、これらの組織の新設等に当たっては、既存の機構の廃止や府省間の振替等を行うことにより、行政組織の肥大化とならないよう審査を行うことにより、目標を達成することができた。</li> <li>国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上については、行政手続制度及び行政不服審査制度の測定指標に対する実績は明らかになっていないが、各制度の適切かつ円滑な運用を図るため、照会対応、研修会等の場を利用した周知活動、各府省等及び地方公共団体への通知等を実施した。また、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置(東日本大震災対応)については、定期的に国民への周知、各府省等への通知を行ったことによりその円滑な運用及び有効活用確保に寄与した。さらに、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度についての測定指標に対する実績は明らかになっていないが、両制度の適切かつ円滑な運用を図るため、連絡会議や研修を実施した。</li> <li>本評価書の公表時点(平成24年9月7日)で目標の達成状況が不明であった国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、国の行政機関における情報公開法に基づく開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合及び個人情報の適切な管理のための監査実施率並びに独立行政法人等における個人情報の漏えい等事案の件数については目標を達成することができたが、その他の目標については達成できなかった。(平成25年2月28日追記)</li> </ul>
	目標期間終了時点の総括	<p>国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組については、定員について、定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査を通じ、厳しい増員抑制等により、平成24年度においては、1,300人の定員純減を確保する一方、東日本大震災からの復旧・復興等の事業の実施に万全を期すため、これに対応する定員について優先的に措置を行った。また、機構についても、引き続き既存組織の合理的再編成等を通じ、効率的・効果的な行政の実現を図るための取組がなされていると認められる。また、行政手続制度及び行政不服審査制度については、各制度の適切かつ円滑な運用を図るため、照会対応、周知活動等を行うことにより、行政手続制度が目的とする行政手続の公正の確保、透明性の向上に向けた取組及び行政不服審査制度が目的とする簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済の確保に向けた取組は、おおむねなされたものと認められる。今後実態把握を行うなど必要な措置を講じていく。さらに、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、両制度の適切かつ円滑な運用を図るため、連絡会議や研修を実施したところであるが、引き続き、両制度の適切かつ円滑な運用に努めるよう必要な措置を講じていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授に御意見を伺った。
-----------------	----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年度機構・定員の要求について(平成23年9月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000005.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000005.html</a>)</li> <li>○平成24年度機構・定員の審査結果(平成23年12月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000006.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000006.html</a>)</li> <li>○平成23年度における情報公開法の施行の状況について(平成24年12月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyokaku/02gyokan06_03000019.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyokaku/02gyokan06_03000019.html</a>)</li> <li>○平成23年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について(平成24年12月)(URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojokyoku.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojokyoku.html</a>)</li> </ul>
---------------------------	--

担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、管理官)	作成責任者名	企画調整課課長 山下 哲夫	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	------------------	--------	---------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。